

54 『明治四十三年五月 種痘名簿 吉備郡X村役場』について

石田 純 郎

先日、岡山市内の古書店で『明治四十三年五月 種痘名簿 吉備郡 X村役場』（以後『種痘名簿』と略記）を手にした。綴られた六一枚の和紙に墨書された種痘の記録で、サイズは一九・五センチ×二五センチである。X村（明治二二年から昭和二九年まで存在、当時の人口一五〇〇〜二〇〇〇人程度）は現在、岡山市に併合され、市域西部の農村地帯にある。『種痘名簿』の表紙には、第七五三號と朱記されている。廃棄後、漏出した公文書であろう。明治四二年（一九〇九）四月一四日に法律第三五号「種痘法」が制定された結果、作成された公文書である。

一八名が列記できる各家毎の一枚の用紙に、種痘された児の記録が並記されている。六一家、二九五名の種痘の記録がある。二九五名はこの期間のX村の全接種対象

児の三分の一から四分の一の間と推定される。記録されている児の生年月日は、明治三四年（一九〇二）一月二三日から、昭和二二年（一九四七）七月二九日までで、四六一年間にわたる。X村の大字三手在住の児が二九五名中二七六名（九三・六％）を占める。X村の大字三手に在住した児のほぼ全員の種痘記録であろう。

続柄は、長男六〇名、長女五六名、二男三八名、二女四〇名、三男二〇名、三女一七名、四男八名、四女八名、五男三名、五女三名、六男二名、六女一名、私生児男三名、私生児女三名、養子二名、寄留一四名、姪・孫など八名、不明・記載なし九名である。

第一期種痘は二一〇名の記録がある。最古の種痘記録は表紙にも記されている明治四三年（一九一〇）五月のもので、最新の種痘記録は昭和二四年（一九四九）年七月のものである。毎年、四月、五月を中心に、春に一度か二度、種痘が実施されている。例外は昭和二〇年（一九四五）で、この年には種痘をした記録はない。第一期種痘は、ほぼ、生後七ヵ月から、一歳六ヵ月の間に実施されている。明治三八年九月生れの男児が明治四三年と四四年の

二回、例外的に遅く第一期種痘を行った一例のみが不善感（この児は四年後の第二期種痘で、善感している）で、それ以外の二〇九名は善感であった（第一期種痘の善感率は九九・五％と非常に高い）。

第二期種痘は一九〇名の記録がある。接種の実施期間是最古のものは第一期種痘と同じで、最新は昭和二三年（一九四八）五月と一年早い。昭和二〇年（一九四五）から二二年（四七）までは、第二期種痘は実施されていない。ほとんどの児が八、九歳で第二期種痘を受けている。第二期種痘に一回目の接種で善感した児は一四七名（七七・三％）、一回目の接種が不善感で、翌年の再接種で善感した児が四名で、結局、合計一五一名（七九・五％）が善感した。不善感であった児は三九名（二〇・五％）で、八名が第二期種痘を一回しか受けず不善感、三一名（内二四名が、一九一一年から二二年の間の接種で、この間の不善感率が高い）が二回目を翌年に受けたがいずれも不善感であった。

第一期、第二期の種痘のどちらも記録されている児は一二一名（四一・〇％）である。『種痘名簿』には第一期種

痘接種後に死亡した児の記載は五例を除き、ない。当時の高い乳幼児死亡率を考慮する時、死亡例はそれ以外にも多数あったと推定される。どちらも接種されていないにもかかわらず、一六名（五・四％）の児の名前が記録されているが、これらは接種日までに死亡した児ではないだろうか。第二期の接種時期まで生存した児は、ほとんど第二期種痘を接種されたと推定してよいだろう。

なお、『種痘名簿』には、種痘に伴う副反応についての記録はない。

現在の岡山市西部の農村地帯（旧X村大字三手）の明治四三年（一九一〇）から昭和二四年（一九四九）までの三九年間の種痘接種の実態について、『種痘名簿』をもとに、統計結果を報告した。

（新見公立短期大学）